

学校いじめ防止基本方針

平成29年5月改定

平成30年3月改定

令和7年4月改定版

安田町立安田中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子供たちも少なくない。

いじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題である。また、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった人権を無視した大人の振る舞いは、子どもに大きな影響を与える。一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子供の模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むことが必要である。

本基本方針は、『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び『安田町いじめ防止基本方針』に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

『チーム安田中学校』として

『チーム安田中学校』では、子どもの心に寄り添いつつも「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識を全教職員が持ち、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権感覚を育む。また、全教職員は、いじめ問題を自分事としてとらえ、「それぞれの役割と責任」を自覚し、「いじめを生みださない学校」を主体的に実現していく。

いじめられている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず毅然とした態度で『チーム』で指導し、全教職員は子どもたちの中で起こる様々な課題を確りと共有し、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図りベクトルを合わせて見守り、支えていく。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

（基本理念）

- 法 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

このような基本理念のもと、安田町教育委員会・学校・保護者・地域住民その他の関係者と連携しながら安田中学校『学校いじめ防止基本方針』を策定し、生徒一人ひとりが認められ「互いに学び合う、高め合う、支え合うことができる心豊かで安全・安心な学校づくりを推進し、『チーム安田中学校』として、子どもたち一人ひとりが「夢」、「志」の実現に向けて自分の力を思う存分発揮できるよう取り組んでいく。

本基本方針については、各年度の開始時に保護者にはPTA総会、学校便りの紙面、参観日等において、生徒には生徒総会や全校集会において、それぞれ適切な時期に適切な機会を捉え説明し周知する。また、SCやSSW等を含め、関係機関には機会を捉えて本基本方針を説明し、理解を得るとともに協力を求める。

第2 いじめの定義

(定義)

法 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 基本的な考え方

「いじめ」には、多様な態様があるため、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という）を活用して判断を行う。組織とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係がある場合も含まれる。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えていじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にもそのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 基本方針の目標と取組の視点

(1) 目標

『チーム安田中学校』は、いじめの問題を根本的に解決するために、いじめの未然防止の取組を進め、教職員一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、学校の雰囲気や風土を創っていく。以下のことを本基本方針の目標とする。

- ◎いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめをしらせてくれた子どもを、教職員がしっかり守り通す姿勢を示す。
- ◎いじめの疑いがあるものを含め、しっかりした対応をしなければならないが、事実関係を把握する際に、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行う。
- ◎いじめの解消に向けた過程のなかで、子どもたちがいじめの加害、被害になることを恐れて、人と触れ合うことに委縮したり、躊躇したりすることは決してあってはならない。
『チーム安田中学校』は、教職員はいじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、うえのことを意識し、子どもたちを見守り支える。

(2) 取組の視点

本基本方針の目標は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、いじめの問題の克服を目指すことにある。『チーム安田中学校』は、以下の4つの視点を大切にしながら、いじめの防止等のための対策に取り組む。

① 子どもの変化に気付く力を高める。

いじめの問題は、学校だけで起こるものでなく、地域社会中でも起こりうる。大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。人権感覚の希薄さがいじめの一因になっているとも考えられる。学校においては教職員全員がしっかりとした人権感覚をもち、子どもの小さな変化に気付く力を身に着けるよう校内研修や情報共有を行う。

② 子どもたちが「夢」や「志」をもてる学校づくり

- ・「夢」や「志」をもち、その実現に向かってやり抜こうとする強い意志とともに、社会の一員として、よりよい社会をつくっていかうとする意欲や態度をもった生徒を育成する。
- ・子どもたちが自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を進め、子どもたち一人一人の「夢」や「志」を応援する学校環境づくりを行う。

③ 人と人の結びつきを強める

「高知家」のコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる取組を進める。

④ 地域ぐるみで子どもを守り、育てる体制づくり

子どもに関わるすべての大人、すべての機関・団体が子どもを見守り、積極的、主体的に関わることで、子どものもっている能力や可能性を伸ばす。そのため、組織的な視点や連携・協働の視点をもって地域ぐるみで子どもを守る、育てる体制づくりを推進する。

第4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめをさせない

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、いじめを生じさせないために豊かな心や道徳心を育む取組を、関係者が一体となり計画的、継続的に行っていくとともに、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめをさせない取組を進めていくことが重要である。全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組の推進が必要である。

このため教育活動全体を通じてすべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

- ・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動やいじめをやめさせるための行動をとることの重要性の理解を計る取組を仕組む
(生徒会活動・集会による縦割り班会、学級決議、道徳科、人権教育、キャリア教育と関連させた行動宣言等)
- ・発達障害、帰国子女等、個々の生徒の持っている特性について保護者との連携を図り、また保護者の思いを踏まえながら、周囲に正しい理解を促すとともに適切な支援と指導を行う。
- ・未然防止の観点からすべての生徒が安心でき自己有用感を感じられる学校生活づくり集団づくりを行う。

(2) いじめに気づく

初期の段階でいじめに気づくことは、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての教職員が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって早い段階から的確に関わり合いをもち、いじめを隠したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

そのため、以下のことについて年間を通して計画的に実施し、生徒一人一人をしっかりと見守る。

- ① 定期的なアンケート調査（高知県生活アンケート、QI分析等）※アンケートは、一定期間保管する。
- ② QI後や学級経営計画に沿って、学級担任やSCによる個別面談および教育相談の実施
- ③ 生徒がいじめを訴えやすい機関としての「電話窓口相談口」を周知する。
- ④ 校内研修の計画的実施〔年度当初、アンケート調査実施前後、年度末総括等〕

(3) いじめに対応する

①いじめへの対処

- ・「いじめ防止対策委員会」を企画委員会と兼ねて開催し、週1回情報交換、情報共有を行う。
- ・いじめがあることが確認された場合、内容に応じて緊急職員会を校長は主宰し、『チーム安田中学校』は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導し組織的な対応を行う。

※聞き取る際には、状況にもよるが、複数体制で当たる。

※当該生徒や周辺生徒から聞き取った内容や情報は突き合わせを行い、完全解消後も一定期間、記録として残す。

- ・教職員は平素より、学校における組織的な対応を可能とするよう校内外の研修等を通して、いじめを認知した場合の対処の在り方や措置について共通理解を深める。

②いじめに対する措置

法 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

法第23条第1項により、『チーム安田中学校』の教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応を行う。

- ・ 本校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「校内いじめ防止対策委員会」に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得るものである。生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告
- ・ 相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。
- ・ このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「校内いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。
- ・ 各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・ 「校内いじめ防止対策委員会」において情報共有した後は、事実関係の確認の上、組織的対応方針を決定するとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。
- ・ いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。指導にあたっては以下のことに留意する。

ア 本人に、いじめは被害者の人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

イ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達にも配慮し指導する。その際、当該生徒の立ち直りを促していくために、保護者との連携を密にし、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめの解消している状態」は少なくとも次の2つの要件が満たされているものと理解し、満たされている場合であっても他の事情を勘案し、適切に判断する。

- いじめに係る行為が止んでいること：被害者に対する物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安にする）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から学校設置者とも相談し、必要に応じて目安の期間を設定する。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視する。

- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

エ いじめが解消に至っていない段階では、組織で被害生徒を守り通し、安全・安心を確保する。「いじめ防止対策委員会」はいじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、チーム教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

オ いじめが再発する可能性が十分あることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的にチーム教職員で注意深く観察する。必要に応じて、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアをSCや関係機関とも相談しながら行う。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働で子どもを見守る

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域の連携が必要である。学校関係者評価委員会、安田小中学校PTA、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等を活用して、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について学校・家庭・地域が連携した取組を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、町内園・小・中の連携を図り、それぞれの家庭および地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関の連携で子どもを支える

いじめの問題への対応については、例えば、いじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会と学校、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。したがって、平素から、関係機関の担当者と情報共有を行い迅速な対応につながるよう連携協働体制を構築しておくことが必要である。〔教育相談の実施に当たっては、必要に応じて医療機関等の専門機関、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、高知地方法務局等について学校以外の相談窓口についても生徒へ周知する。〕

第5 いじめの防止等の対策のための組織等

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

法 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法および高知県いじめ防止基本方針・安田町いじめ防止基本方針（平成26年）に基づき、安田中学校にいじめの防止等の対策のための組織【いじめ防止対策委員会】を置く。

【いじめ防止対策委員会】：企画委員会と兼ね、週1回情報交換、情報共有を行う。

(1) 構成メンバー：管理職、学年団副担任を基本とする。ただし、個々のケース対応の際は、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任等、関係の深い教員を随時追加し、構成する。（柔軟な組織とする）

(2) 役割

①いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

②指導方針等の決定

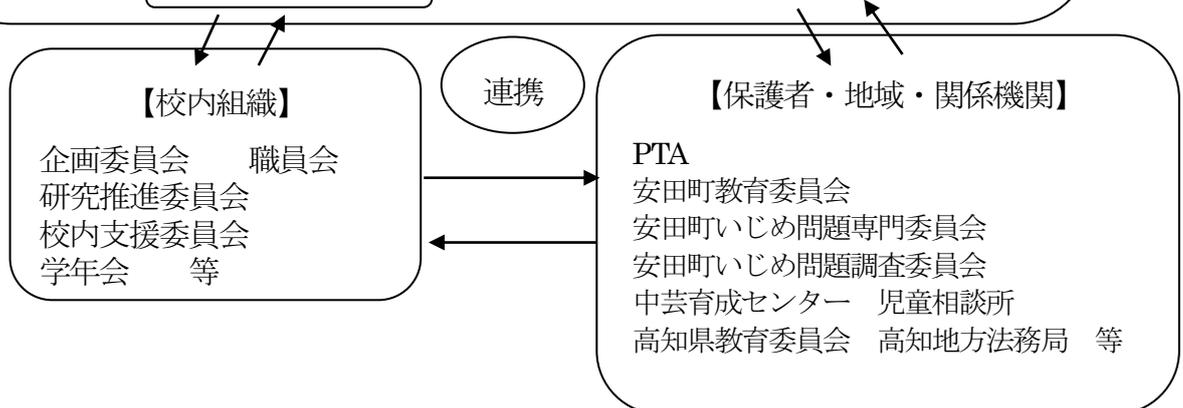
③チェックリスト、アンケート用紙等の作成

④いじめの事実が確認された場合は、早急に対策、措置を講じる。

さらに、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

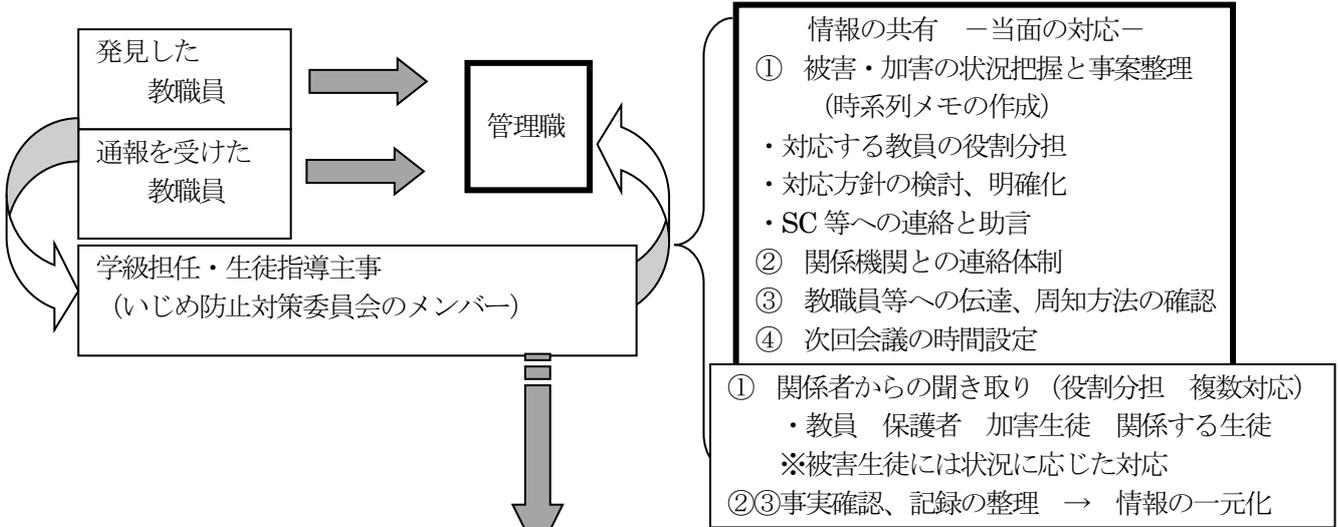
【重大事態対策委員会】：重大事態が発生し学校がその調査を行う主体となった場合速やかに立ち上げる。SSW、育成センター、教育委員会、警察、児童相談所、法務局 等外部専門家等を加える。

※重大事態の対応



[いじめに対する措置]

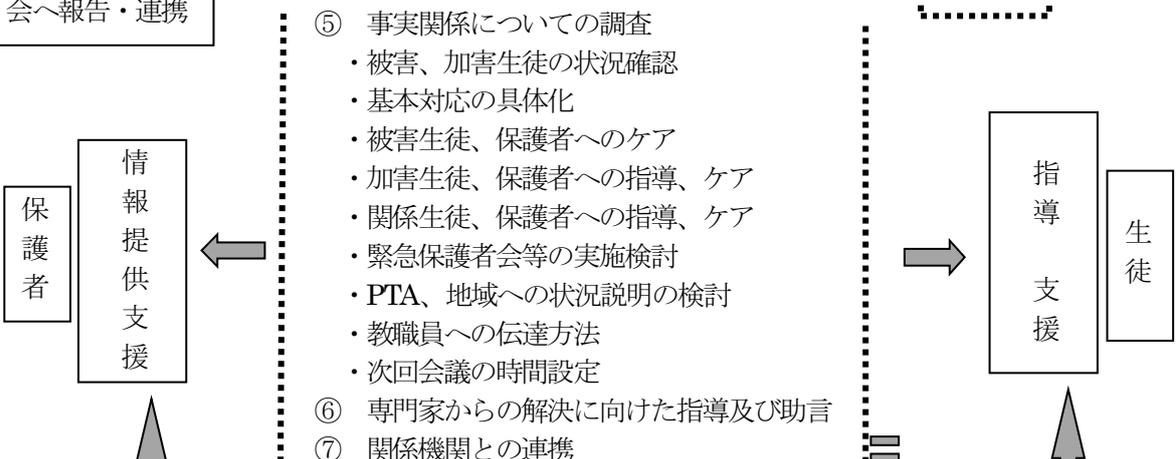
いじめ防止対策委員会①：発見・通報を受けた時の対応



重大事態の場合は、町教育委員会へ報告・連携

いじめ防止対策委員会②：対応

職員会



【 報道への情報提供 】

- ⑧ 報管理の一元化、管理職中心に対応
- ⑨ 間設定で、事実関係の記者会見
- ⑩ 教育委員会との連携

いじめ防止対策委員会③：事後指導

- ⑪ 記録整理と事実把握
- ⑫ 各担当からの取組進捗状況報告と確認および継続指導方針
- ⑬ 専門家からの助言
- ⑭ 中長期的な対応方針の点検および役割分担
 - ・生徒へのケアと指導方針
 - ・保護者、地域への説明
 - ・教職員のケアと情報管理
 - ・専門家の役割分担および支援方法の確認
 - ・懸念される事項への対策
- ⑮ 経過観察

第6 重大事態の発生と対処

(1) 重大事態の発生と調査

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

重大事態とは

(一) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

(二) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 年間30日を目安とする。
- 一定期間連続して欠席しているような場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始し、記録を保存する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。（※教育委員会から町長に報告する。）

(3) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査を行うための組織について

学校が調査を行う主体となる場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「いじめの防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた「重大事態対策委員会」を設ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(6) 調査実施におけるその他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、在籍生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることから、学校は、教育委員会の指導のもと、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

(7) 調査結果の提供及び報告

調査結果を教育委員会に報告する。当該調査に係るいじめられた生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。

（情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報にも配慮する。）（※教育委員会から町長に報告する。）

(8) 調査結果を踏まえた必要な措置

当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

第7 いじめ未然防止のための「安田中学校基本的な方針のポイント」

未然防止に最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下をあげる。

〈学校づくり・授業づくり〉

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 分かる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫し改善していく。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にしあい、全教職員でわかる授業づくりに全教職員で取り組む体制を構築する。

〈集団づくり・生徒理解〉

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 始業1分前着席の習慣や授業中の姿勢の徹底、発表の仕方、聞き方の指導と躰等、学校として揃えておくべき事柄を、適宜確認する。
- 生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるよう生徒会活動の充実を図る。

重点的な取組

(1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

- ・人権教育の充実
(仲間を大切にする・相手の立場に立ち共感的に考える・互いに理解し支え合う)
- ・道徳教育の充実
(人間尊重の精神を根ざした豊かな心を育てる教育活動を推進する)
- ・キャリア教育の充実 (職場体験学習, 職業講話, 高校訪問, 高校説明会, 職業調べなど)
- ・体験学習の充実
(自然体験、職場体験、ボランティア体験、福祉体験等を更に充実させる)
- ・言語活動を重視した特別活動の充実
(生徒会による集会活動・あいさつ運動・ボランティア清掃等の活動を充実させる)

(2) 未然防止・早期発見のための取組

- ・日々の観察(学活や休憩時間, 清掃時間等、教職員が生徒とともに過ごす機会を、積極的に設ける)
- ・教育相談 (教職員と生徒の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくる)
- ・いじめ実態調査アンケート [学校生活アンケート、学校が作成するアンケート等]
(基本的に学期に各1回 [4月～7月・11月・2月予定] に実施し、早期発見の手立てとする)
- ・学校におけるいじめ防止の取組チェックリストの実施

(3) 家庭・地域との連携

- ・PTA役員会や学校運営協議会等を通じて、実態・指導方針等の情報交換をする。

(4) 授業改善

- ①学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応で重要な点
 - ・「学校は勉強をするところであること」を生徒や保護者に意義づけする。
 - ・教職員が同じ方針で指導にあたり、授業規律を徹底する。
- ②「わかる授業」づくりの具体的な取組
 - ・校内研修を活性化させて、分かる授業づくりを進める。
 - ・ICT機器等や教材・教具を活用した授業の導入。
- ③指導力の向上に関する取組
 - ・研究授業や参観等の機会を活用し、お互いの授業を参観し、自分の教科に生かしていく。

(5) 学校関係者評価

学校経営計画・学校関係者評価に位置づけ、年間を通してPDCAサイクルによる計画、点検、見直し、実行を行っていく。

第8 いじめの未然防止に向けた生徒の自主的な活動

いじめはどの子供にも起こるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然の防止の活動に取り組む。

(1) 生徒が主体となりいじめを許さない・見逃さない取り組みや活動

① 道徳教育や学級活動を通じた取組

・道徳の授業を毎週実施し、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、自分自身の生活や行動を省みる。

② 全校道徳の時間や、その後の集会で、生徒会執行部が主体となり、全校縦割り班を活用し、いじめ防止や仲間づくりをテーマに、グループ協議と話しあい活動を行い、集約を記述する。

集約したことを、全生徒、全教職員が共有し、「いじめ撲滅宣言」にあらわす。

③ 日常の学級活動の時間を重視し、他人を思いやる心や人権意識を高揚させ、「いじめ」をしないという人間性豊かな心を学級で共有する。

(2) 「チーム学校」としての取組

① 生徒の自己有用感を高めるために、生徒を認める、ほめる指導の充実

・朝のあいさつ運動、ボイスシャワー（良いところを見つけて褒める）

② 一人一人が活躍することができる活動

・職場体験学習（3年生）、福祉体験学習など

・生徒会活動、様々な行事の活性化の取組

③ 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

・ボランティアとしての校外の清掃活動、リサイクル資源回収の取組

・生徒会による「あいさつ運動」

・生徒会を中心とした、集会の活性化の取組

④ 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

・道徳教育・人権教育、特別支援教育の3つを柱とした3年間の人権教育計画を立て、相手の人権を尊重し、豊かな心を育てる。

⑤ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

・教職員に「認められた」という自己有用感を持たせ、生徒との信頼関係を築く。

・心通い合うあたたかい学級経営や教育活動を、学年や学校全体で展開し、生徒同士が行動の間違いを指摘し合える環境づくりをめざす。

⑥ 情報モラルに関する取組

・学年の特別活動や人権教育の取組、また技術科の授業を通じて、悪口や誹謗中傷等のネット上のいじめを防止する。

・専門家を招聘しての、生徒や保護者に対しての講演会の実施。

⑦ 校内研修会の実施

・校内研修会年間計画に位置づけ実施する。

・必要に応じて、職員会議等を活用し実施する。

⑧ 面談活動および聴き取り調査

・QU分析後の個人面談、SCによる教育相談および学級担任による生徒からの聞き取り調査

・年2回の「生活アンケート」調査〔県様式〕および学校作成様式による生活アンケート

・学校関係者評価自己評価アンケートの実施

第 10. いじめの早期発見チェックポイント

□いじめられている生徒のサイン（学校） ■いじている生徒のサイン（学校）

〔登下校時〕

- 遅刻、欠席が増える、また、遅刻ぎりぎりの登校が目立つようになる。
- 登校後の表情がさえず、うつむき加減で、教職員と挨拶をしなくなる。
- 一緒に登下校する友人が違って来る。また、急いで一人で帰宅したりする。

〔朝の会〕

- 提出物を忘れる、期限に遅れることが増え、教材費、集金の提出も遅れたり、滞ったりする。
- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気など）を頻繁に訴える。身体に傷や殴られたような痕がある。
- 担任と教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

- 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。
（以下、授業中、休み時間、給食、清掃、帰りの会、部活も同様）

- ある生徒にだけ、周囲が異常に気を配っている。
- 教室等で、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。
- 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
- 特定の子に対して「ばいきん」「〇〇菌」等と人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ。

〔授業中〕

- 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。
- 学習用具等の忘れ物が目立つ。
- 決められた座席と違う場所に座っていたり、周囲の生徒が、机、いすを離して座ったりする。
- グルーピングをする際に、よく取り残される。
- 教科書、ノート、生活日誌等に落書きや汚れがある。
- 正しい答えを冷やかされたり、発言すると周囲がざわめいたりする。
- 他の生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出たりする。
- 保健室、トイレに頻繁に行くようになる。

〔給食〕

- 食欲がなくなる。
- 給食のおかずやデザートを他のものに与えている。
- 一人だけ机を拭いてもらえない。
- 給食当番で「つぐな（配膳するな）」と言われたり、受け取ってもらえなかったりする。

〔休み時間、清掃〕

- 一人であることが多く、集団での行動を避けるようになり、衣服の汚れなどがある。
- 一人でポツンとしたり、所在なくうろうろしたりする。
- 遊びと称して、友達とふざけあっているが表情がさえない。
- 用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増え、教職員が友達のことを聞くと嫌がる。
- 友達が急に変わり、特定のグループと常に同一行動をとる。
- 清掃が終わると、後片づけを一人でしている。

〔帰りの会 放課後 部活動〕

- 用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。
- 靴や傘などの持ち物が紛失する。
- 急いで一人で帰宅する、または、いつまでも教室や校内に残っている。
- 一人で部活動の準備や後始末をしている。
- 部活動に出てこないことが多くなる。また、はっきり理由を言わないで急に部活動を辞めたいと言いつ出す。

〔その他〕 □ 日記、作文、絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。

- ◇いじめられている生徒のサイン（家庭）
- ◇いらいらしたり、言動が激しくなったりする。
- ◇学校や友人のことを話さなくなる。
- ◇友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- ◇朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ◇電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ◇受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ◇不審な電話やメールがある。部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ◇表情が冴えず、時折涙を流す。
- ◇転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。
- ◇理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ◇理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ◇登校時刻になると体調不良を訴える。（頻尿や腹痛、下痢、原因不明の熱等）
- ◇食欲不振、不眠を訴える。
- ◇学習時間が減る。
- ◇成績が下がる。
- ◇持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ◇自転車がよくパンクする。
- ◇家庭の品物、金銭がなくなる。
- ◇大きな額の金銭を欲しがる。
- ◇自分の大事にしているもの（ゲーム等）を理由もなく持ちだし却ってこない。
- ◇夜間、休日に頻繁に外出する、無断で外泊する、深夜遅く帰宅するなどのことが続く。

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

| 項目 | | チェック | | | |
|-------------|---|------|---|---|---|
| 授業づくり・学校づくり | 生徒が安心して主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | 全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | 全ての生徒が傾聴して相手の話を聴き、伝えあう学級づくり、授業づくりを実践している | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 集団づくり・生徒理解 | 互いのよさや違いを認め合う集団づくり、仲間づくりをしている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | 生徒理解や人間関係の把握に努め、生徒一人一人に寄り添い肯定的評価をしている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | 生徒に寄り添いながら支援、助言するとともに、指導すべきこと及び褒めるべきことは毅然と行う | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 生徒指導 | 生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組んでいる | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | 生徒が人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導し、管理職、学級担任等には、事実報告・連絡を行う際に、「いつ、誰が、誰に、どのような場面で、どのような言葉」等、具体的な指導内容及び指導の際の当該生徒の様子、反応、状況も合わせて報告している | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 向資教上質職能員力の | 教師の不適切な認識や粗雑な言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | | 4 | 3 | 2 | 1 |

2 いじめの早期発見、早期対応等

| 項目 | | チェック | | | |
|---------|---|------|---|---|---|
| いじめの発見 | 日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態を把握している | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、企画委員会や職員会、管理職、学級担任、学年団教員に速やかに報告するように努め（心がけ）ている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | 報告した事案や報告を受けた事案には、複数の教職員で情報を共有しながら見守るように努め（心がけ）ている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | 生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している | 4 | 3 | 2 | 1 |
| いじめの対応等 | ① 被害生徒や情報を提供してくれた生徒の安全を確保し守り通すことを前提に、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで、組織で迅速に対応するため報告、連絡相談を優先することに努め（心がけ）ている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | ② 加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をするよう努め（心がけ）ている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | ③ 指導においては、いじめは被害者の人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに自らの行為の責任を自覚させることに努め（心がけ）ている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | ④ ③で加害生徒の行為の背景などにも寄り添い根本からの改善につながるよう努め（心がけ）ている | | | | |
| | ⑤ 当該生徒の立ち直りを促していくために、保護者との連携を密にし、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うことに努め（心がけ）ている | | | | |

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

| 項目 | | チェック | | | |
|--|--|------|---|---|---|
| 学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている | | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている | | 4 | 3 | 2 | 1 |
| PTA活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている | | 4 | 3 | 2 | 1 |